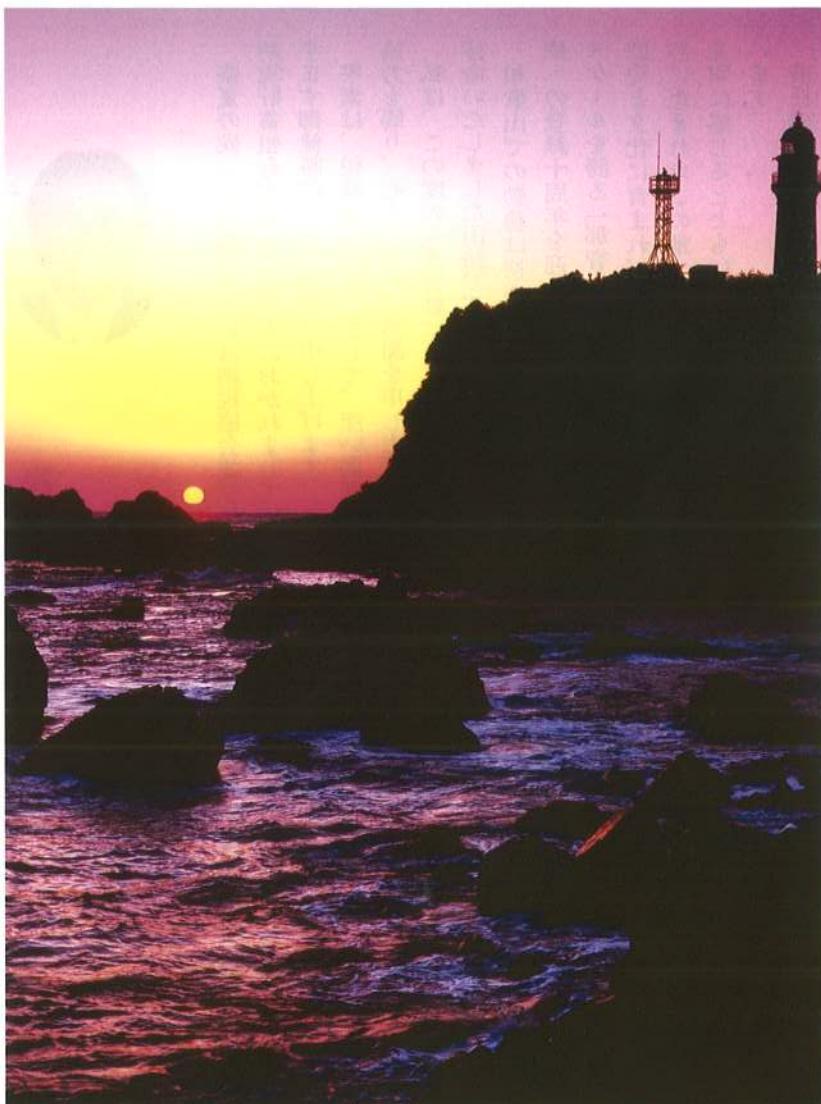


(1)



潮岬(串本町)

納税協会指針

納税協会は、健全な納税者の団体として、税知識の普及に努め適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り、企業及び地域社会の発展に貢献します。

新宮納税だより

第181号

(平成26年8月20日発行)

発行所

新宮市伊佐田町2-1-21
公益社団法人 新宮納税協会
新宮納税貯蓄組合連合会



公益社団法人 新宮納税協会

会長 西 義 弘

ご挨拶

我が国の経済情勢は、「アベノミクス」の効果により、景気は回復途上にあると言われていますが、実態経済は依然厳しい状況にあるのが現状です。

また、先行きについても、海外経済の動向や各国間の様々な問題の動向により、我が国の景気に及ぼすリスクも懸念されるところです。

こうした中ではありますが、私ども地域経済においては、「アベノミクス」の効果を感じることもなく、加えて過疎化、高齢化等により、先行きの不透明感が拭えない厳しい経済情勢が続いているです。

今後の当地域の課題は、近い将来起こるとされている「南海・東南海地震」に対する備えに万全を期すとともに、経済の面においては、熊野古道を含む多くの世界遺産を生かした交流人口の増加を目指して官民一体となつて取り組む必要があります。

こうした状況の下、当協会を取り巻く環境も厳しさが増しており、事業の休業や廃業、事業先の高齢化等による会員数の減少が大きな課題となる状況にありますが、各部会の事業活動については、税務ご当局をはじめ関係各機関のご指導とご協力、並びに会員の皆様方のご理解とご協力を賜り、概ね順調に推移しています。

なお、当協会は、平成二十三年四月一日に公益社団法人としてスタートして、三年四ヶ月余りが経過しました。今後より一層地域との連携を深め、社会的役割を高めた公益社団法人として活動する所存でございますので、温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

未筆ながら、会員の皆様方のご事業の益々のご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

税金は 人から人へ やさしさを

着任のごあいさつ

新宮税務署長 田 路 収



転任のごあいさつ

前新宮税務署長

西 村 毅



盛夏の候、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会の皆様方におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、税務行政に対しまして、深い御理解と御協力を賜り、心からお礼と感謝を申し上げます。

私は、この度の人事異動により、新宮税務署長を拝命いたしました田路でございます。

和歌山での勤務は初めてとなりますが、世界遺産への登録十周年を迎える「熊野古道」、日本一のスケールを誇る「那智大滝」、「捕鯨發祥の地」など、歴史と文化に育まれ、また、風光明媚で雄大な自然に恵まれたこの地で勤務できることは、大変光榮に感じるとともに身の引き締まる思いでございます。

前任の西村署長に引き続きまして、御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済社会の国際化、高度情報化、広域化などの進展により、課税・徴収事案の複雑困難化が更に加速するなど、ますます厳しいものとなつております。

また、消費税率の改定やマイナンバー制度の導入など特に国民の皆様から注目を受けているところでございます。

このようなか、国税庁の使命であります「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」を果たすため、私どもいたしましては、国民の皆様からの御理解と信頼の下、皆様方をはじめとする関係団体との連携協調体制の拡充に努め、環

境の変化や地域の状況を的確に把握し、納税環境の整備や適正・公平な税務行政の推進などに努めているところであります。

また、納税環境整備の一環である国税電子申告・納税システム（e-Tax）につきましては、その普及・定着に向け、各種施策を推進しているところであり、おかげさまでe-Taxの利用件数は着実に増加しております。

さらに納税手続に預貯金口座から期日指定によつて納付することができる「ダイレクト納付」、「納税証明書の電子申請」を導入するなど、納税者の皆様の利便性の向上を図りつつ、制度の充実に取り組んでいるところであります。

しかしながら、こうした取組は、私どもの力のみでは到底なし得るものではなく、皆様方の一層の御理解と御協力があつてこそ初めて達成できるものであります。

幸いにして、公益社団法人新宮納税協会と新宮納税貯蓄組合連合会におかれましては、永年にわたり正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をいたしております。

皆様方の御尽力に対しまして深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、今後とも、一層の御理解・

御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄、御健勝を心からお祈りいたしまして、転任のごあいさつとさせていただきます。

暑さ厳しい折柄、皆様方にはますます御活躍のこととお慶び申し上げます。

さて、私、この度の人事異動によりまして、大阪国税局の査察部統括官として転任することとなりました。

楽しく充実した日々が過ぎるのは早いもので、新宮税務署長の大任を拝命した夏の日が、つい昨日のようになります。

着任直後に参列した那智の火祭りを皮切りに、御船祭や御燈祭など、四季折々の神事や行事を通じて、熊野の悠久の歴史と独自の文化を体感することができます。

また、雄大な自然と温かな皆様の真心に触れ、身も心も洗われるような一年でした。

税務行政の基本理念である「適正・公平な課税の実現」と「期限内収納の確保」を目指し、国民の皆様の理解と信頼を得られるよう、職員一丸となつてこの一年努力して参りましたが、税務署の事務を円滑に運営することができましたが、ひとえに皆様方の多大なる御支援、御協力のたまものでござります。

皆様方のたゆまぬ活動に深く敬意を表しますとともに、心から感謝を申し上げる次第であります。

私も、当地で御教示いただいたこと、経験させていたいたことを糧として、新任地における職務に生かしていきたいと思います。

どうか私同様、後任の田路署長にも、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人新宮納税協会並びに新宮納税貯蓄組合連合会のますますの御発展と会員の皆様方の御事業の御繁栄、御健勝を心からお祈りいたしまして、転任のごあいさつとさせていただきます。

支えてる 未来の夢まで 税金は

新宮税務署 定期異動 発令される

平成 26 年 7 月 10 日付けの定期人事異動の結果、下記の職員に異動がありました。

転 入 職 員		
新 任	氏 名	旧 任
署 長	田 路 収	堺署 特別国税調査官 総合担当
総務課 財務事務官	関 藤 孝典	新宮署 個人課税部門 財務事務官
管理運営・徵収部門 上席国税徵収官	小 川 修 幸	左京署 管理運営第2部門 上席国税徵収官
管理運営・徵収部門 上席国税徵収官	富士田 聰 治	局 徵収部 管理運営課 国税実査官
管理運営・徵収部門 国税徵収官	原 啓 太	東住吉署 徵収部門 国税徵収官
個人課税部門 上席国税調査官	戸 田 健太郎	局 総務部 総務課 主任
個人課税部門 上席国税調査官	清 原 常 弘	局 総務部 情報処理第1部門 分析専門官
個人課税部門 国税調査官	池 永 皓 一	吹田署 資産課税第2部門 国税調査官
法人課税部門 統括国税調査官	清 水 重 人	尼崎署 法人課税部門 連絡調整官
法人課税部門 国税調査官	大 仲 佳 伸	北署 法人課税第6部門 国税調査官

転 出 職 員		
新 任	氏 名	旧 任
局 察察部 統括国税査察官	西 村 育	署 長
東山署 徵収部門 国税徵収官	佐 藤 純 一	総務課 主任
天王寺署 管理運営部門 上席国税徵収官	辻 村 浩 昭	管理運営・徵収部門 上席国税徵収官
局 総務部 事務管理課 電子計算第2係長	川 村 聰	管理運営・徵収部門 上席国税徵収官
局 徵収部 管理運営課 国税実査官	山 下 耕 介	管理運営・徵収部門 国税徵収官
北署 資産課税部門 上席国税調査官	大 谷 廉 太	個人課税部門 上席国税調査官
吹田署 総務課 財務事務官	花 野 祐太郎	個人課税部門 財務事務官
総務課 財務事務官	関 藤 孝典	個人課税部門 財務事務官
芦屋署 法人課税第1部門 統括国税調査官	岩 浅 優	法人課税部門 統括国税調査官
局 調査第二部 国税調査官	鍋 島 洋 介	法人課税部門 上席国税調査官
局 課税第二部 消費税課 国税実査官	山 本 千 春	法人課税部門 国税調査官

* 新宮税務署からのお知らせ *

【税務職員を装った不審電話等にご注意!】

税務職員の名刺を差し出し、税務調査と称して現金等を持ち去るという事例が発生しています。

また、昨今、税務職員を装った不審電話や不審な訪問等が全国規模で発生しています。

不審な電話等があった場合は、十分に注意していただくとともに、税務署までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 新宮税務署 総務課 TEL 0735-22-5261

これからの日本をつくる 人と税

(4)

公益社団法人 新宮納稅協会
新宮納稅貯蓄組合連合会

合同定時総会の開催

平成二十六年五月二十八日、午後三時三十分より、かわゐ会議室において、西村新宮税務署長、駒井東牟婁振興局長、田岡新宮市長、関新宮商工会議所会頭、中谷近畿税理士会新宮支部長をはじめ外多数のご来賓をお迎えし、公益社団法人新宮納稅協会並びに新宮納稅貯蓄組合連合会の合同定時総会が開催されました。

公益社団法人 新宮納稅協会 定時総会



まず、公益社団法人新宮納稅協会の平成二十六年第五回定時総会が開催されました。総会では、西会長の挨拶があつた後、西会長が議長となり、議事に入りました。総会の議案においては、「第一号議案 平成二十五年度事業報告及び決算の承認の件」、「第二号議案 理事六十九名選任の件」、「第三号議案 監事二名選任の件」についての説明があり、審議を行つた結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

また、報告事項として、「平成二十六年度事業計画及び収支予算」について報告があつた後、議長は本日の定時総会における全ての議案の審議と報告が終了したことを告げ定時総会を終了しました。

なお、定時総会終了後、理事会が開催され、選出承認された会長・副会長は次のとおりです。（順不同・敬称略）

会長	西 義弘	副会長	横手 章郎
副会長	海邊 俊行	副会長	中 定俊
	浦木 瞳雄		森川 起安
	尾崎 征朗		小森 正剛
	角口 賀敏		須賀 節夫
	関 康之		吉田 俊久
	瀬古 伸廣		大和田隆栄
	寺村 直恭		
	夏山 晃一		

新宮納稅貯蓄組合連合会 定時総会



引き続いて、新宮納稅貯蓄組合連合会の平成二十六年第五回定時総会が開催されました。総会では、森川副会長の挨拶があつた後、森川副会長が議長となり、議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 平成二十五年度事業報告及び収支決算の承認の件」、「第二号議案 平成二十六年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任の件」についての説明があり、審議を行つた結果、それぞれ異議なく原案のとおり承認可決されました。

税金を 納めてよりよい 街づくり

なお、第五十五回定時総会で選出承認された会長・副会長は次のとおりです。（順不同・敬称略）

会長 島野 勝

副会長 森川 起安
ク 西 和代

副会長 中畠 光史

公益社団法人新宮納稅協会の平成二十六年第四回定時総会並びに理事会及び新宮納稅貯蓄組合連合会の平成二十六年第五回定時総会の議事終了後、ご来賓の西村新宮税務署長、駒井東牟婁振興局長、田岡新宮市長よりご祝辞をいただき、平成二十六年の合同定時総会の開催は、無事終了しました。

納稅協会新入会員の紹介

※ 順不同・敬称略

昨年七月から次の方々が入会されました。会員の皆様よろしくご交誼をお願いします。

新宮市（法人）

有限会社古川工務店
株式会社ライズ

串本町（個人）

サンゴ台デンタルセンター

いわたに

新宮市（個人）
山二ビル
ごとびき屋



平成二十六年六月二十四日、午後二時より新宮納稅協会会議室において、西村税務署長をはじめとする署幹部、及び島野新宮納稅貯蓄組合連合会会長をご来賓に招き、平成二十六年第三十二回女性部定時総会が開催されました。

総会では、西女性部長の挨拶があつた後、西女性部長が議長となり議事に入りました。

総会の議案においては、「第一号議案 平成二十五年度事業報告及び収支決算承認の件」、「第二号議案 平成二十六年度事業計画及び収支予算案承認の件」、「第三号議案 任期満了に伴う役員選任案の件」についての説明があり、それぞれ異議なく原案の通り承認可決されました。議事終了後、ご来賓の西村新宮税務署長、島野新宮納稅貯蓄組合連合会会長よりご祝辞をいただき、平成二十六年の女性部の定時総会は無事終了しました。

なお、女性部では、今年度も研修会を例年どおり三回実施する計画とされています。また、女性部長より女性部の活性化を図るため、新規女性部員の入会に努めてほしい旨の要請がありました。

なお、第三十二回女性部定時総会で選出承認された部長・副部長は次のとおりです。（順不同・敬称略）

部長 西 和代

副部長 生駒寄支子

副部長 大林 幸子

副部長 潮崎 啓子

平成二十六年 第三十二回 新宮納稅貯蓄組合連合会 女性部定時総会の開催



今年度も納税協会個人部会の事業活動の一環として適正な決算と申告及び経営分析に反映させること等を目的として、新宮税務署・近畿税理士会新宮支部の多大な協力を得て、簿記教室及びパソコン教室が開催されました。

今年度の簿記教室は、二十名の方が受講し、六月四日を第一回として毎週水曜日に七回にわたり実施して、七月十六日に盛況の内に終了することができました。講義の内容は、複式簿記の基礎知識、伝票と帳簿の記入例、決算整理や申告書

の作成等についてで、皆さん熱心に受講されました。最終日には、六回以上受講された方に修了証書が授与されました。また、引き続き簿記教室を終了された方で希望者を対象に、七月二十三日、七月二十四日の二日間に亘って、納税協会連合会の関連会社である「(株) N K サポート」より派遣された講師によるパソコン会計教室を開催しました。

受講された方は、講師の適切なアドバイスに従い、例題に沿ってパソコン会計の操作を行い、会計ソフトによる仕訳決

算の正確性・迅速

性を体験しました。

当協会では、簿記教室及びパソコン会計教室は、受講される方が多く、

好評を得ているこ

とから、次年度以降も引き続きこの

事業活動に取り組みたいと考えています。

平成二十六年度「簿記教室」及び

「パソコン会計教室」の開催

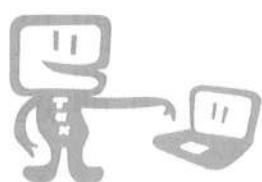
平成二十五年度「e-Tax普及定着並びに消費税完納推進宣言式」の開催



平成二十六年二月十二日午後三時三十分から、新宮市職業訓練センターにおいて、新宮納税貯蓄組合連合会が主催し公益社団法人新宮納税協会、模範法人新優会、新宮青友会の後援・協賛の下に、新宮市商店街振興組合連合会（福田一郎理事長）による「e-Tax普及定着並びに消費税完納推進宣言式」が、大阪国税局徴収部長や西村新宮税務署長外多数のご来賓をお招きし、盛大に挙行されました。

多数の来場者を前に、福田理事長より、インターネットを利用して申告・納税ができるe-Taxの普及定着に向け、会員自らが積極的に利用するとともに、広く地域社会の人々に対しても、e-Tax普及定着を呼びかける運動の推進と併せて消費税の期限内納税を推進することが力強く宣言され、会場の出席者から大きな共感を得ました。

また、この宣言の趣旨を地元地方紙などのマスコミに取材協力を要請し、管内に広く報道がなされたことにより、地域の納税者の皆様に対するe-Taxの普及定着と消費税の期限内納税の啓発に効果がありました。



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

消費税 少ない額でも 大きな力

平成 26 年 4 月から領収証等に係る印紙税の非課税範囲が拡大

受取金額が 5 万円未満のものについて非課税に

平成 26 年 4 月 1 日以降に作成される「金銭又は有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲が拡大されました。従来は、記載された受取金額が 3 万円未満のものについて非課税とされていましたが、平成 26 年 4 月 1 日以降に作成されるものから、非課税となる受取金額の基準が 5 万円未満となりました。

対象となるものは、印紙税法別表第一の第 17 号文書「金銭又は有価証券の受取書」で、具体的には、領収証、受取書、レシートのほか、金銭又は有価証券の受領事実を証明するために請求書や納品書などに「代済」、「相済」、「了」などと記入したもの、お買上票などが該当します。

なお、消費税額等が区分記載されている場合又は税込価格及び税抜価格が記載されていることにより、消費税額等が明らかとなる場合には、その消費税額等の金額は領収証等に記載された受取金額に含めないこととされています。

簡易課税制度のみなし仕入率見直し

新たに簡易課税制度を選択する場合には経過措置あり

平成 26 年度税制改正で消費税法施行令等の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入れ率について、金融業及び保険業を第五種事業とし、そのみなし仕入率を 50%（改正前 60%）とするとともに、不動産事業を第六種事業とし、そのみなし仕入率を 40%（改正前 50%）とすることとされました。上記の改正は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。

ただし、平成 26 年 9 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても、その届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

なお、平成 26 年 10 月 1 日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者に販売する事業をいいます。	90%（第一種）	90%（第一種）
小 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80%（第二種）	80%（第二種）
製 造 業 等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70%（第三種）	70%（第三種）
そ の 他 事 業	飲食店業、その他の事業 金融業及び保険業	60%（第四種） 50%（第五種）	60%（第四種） 50%（第五種）
サ ー ビ ス 業 等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く） 不動産	50%（第五種） 40%（第六種）	50%（第五種） 40%（第六種）

四 納税証明書のオンライン請求が とっても便利になります。

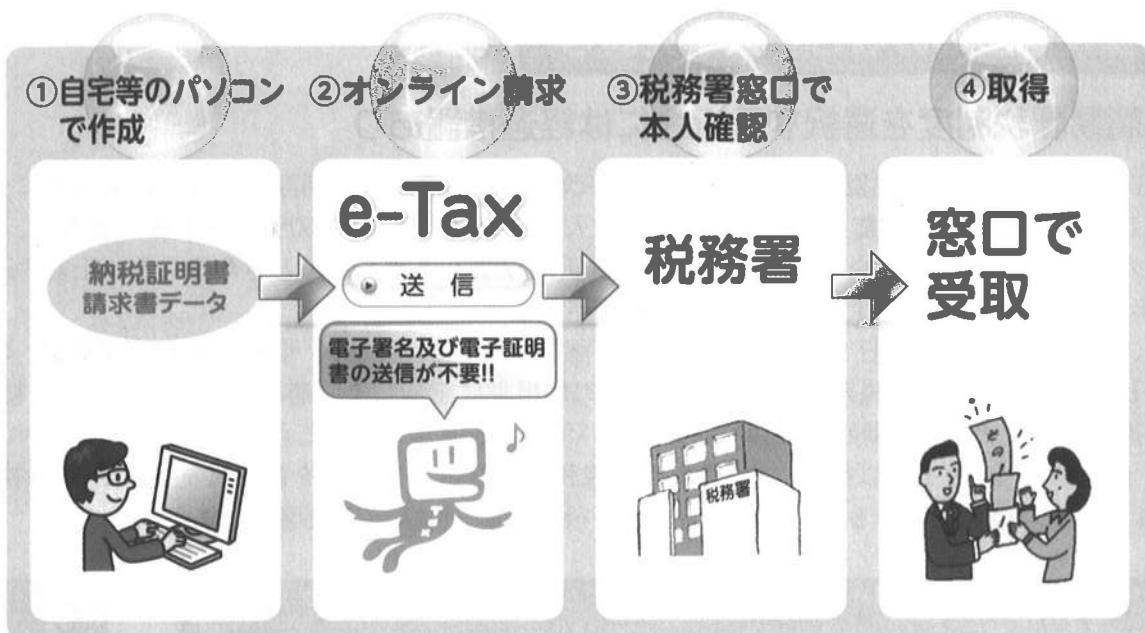
イータ君

請求は自宅等の
パソコンから

税務署窓口で納税証明書を受け取る場合、自宅等からのオンライン請求に、電子証明書やICカードリーダライタが不要になります。

(平成25年10月1日から開始)

納税証明書交付請求書の作成に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)をご利用ください。



*代理人による請求書データの送信と納税証明書の受取も可能です(代理人による受取には委任状が必要となります。)。

受取の際には、本人(代理人)であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)をご持参ください。

なお、本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

オンライン請求のメリット



- ① 手数料が安価です。1税目1年度1枚370円(通常400円)
- ② 窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け取れます。
(当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいただくことがあります。)

● 詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

 国税庁

源泉所得税を納付されている皆様へ

「ダイレクト納付」 を利用してみませんか！

自宅で! オフィスで!
税理士事務所で! どこでも申告・納税 e-Tax <イータックス>
国税電子申告・納税システム

是非ご利用ください!

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

ダイレクト納付はこんなに便利です



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付可能
- ② インターネットバンキングの契約が不要(手数料が不要)
- ③ 即時または期日を指定して納付することが可能
- ④ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能
- さらに、⑤ 源泉所得税の手続では、電子証明書の取得・登録は不要

- ① ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続(開始届出書の提出(送信))が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を画面で提出する必要があります。
- ② ダイレクト納付が利用可能な金融機関については、下の欄をご確認ください。
- ③ ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ④ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関

(平成26年6月30日現在)

- ☆ 紀陽銀行
- ☆ 新宮信用金庫
- ☆ きのくに信用金庫
- ☆ 第三銀行
- ☆ 近畿労働金庫

新宮税務署内では、
左の金融機関がご利用いただけます。



「ダイレクト納付」は
ご利用のために必要な
口座の登録に日数がかかる
ので、まず、
「利用届出書」の提出
をお願いします。



どんなことでも、
お気軽に問い合わせ
ください。

お問い合わせ先

新宮税務署 管理運営・徴収部門 TEL0735-22-5263

税金は 明日への夢を かける橋

(10)



新宮税務署
管理運営・徴収部門統括官
上野貴史

「カメさん。心ならずこの地を離れることになつたら、その時は見送ってくれますか。そしていつかもう一度迎えに来てくれますか。」
私の見間違いでなければ、あのカメはウミガメではなくクサガメだつたような気がするが・・・
の寂しくもある。

カメに導かれ、程なくして赴任したこの地は、仕事にも生活にも絶好の環境で、毎日がとても楽しい。
しかし、職業柄転勤を余儀なくされる身であれば、今が楽しければ楽しいほど日々が過ぎていくのが寂しくもある。

外 outgoing している娘が帰ってきたら見せてやろうと思 い、乾いた甲羅に水を掛けたところ、そのカメは草むらの中へ去つて行つてしまつた。これを当時の同僚たちに話したところ、「そのカメは、きっと新宮からはるばる海を旅して君を迎えて来たに違いない。」と口を揃えて言つた。何とも安っぽいこじつけ話ではあるが、遠く離れた場所へ転勤する私を気遣つてくれているのだと無理やり思い直し、まだ見ぬ新天地へ向かう心細さもあつて、ともかく同僚たちの話を信じることにした。

雜

感

会員募集中！

納税協会は、適正な申告納税を目指す法人・個人が会員となって会員企業・事業者の健全な発展を図りつつ、広く一般納税者にも税務知識を普及し、申告納税制度を推進することを目的として、事業活動を行っている自主的に結成された団体です。

会員の皆様の会員増強へのご協力とご支援をお願い申し上げます。

◎ 入会のお申し込みは 公益社団法人 新宮納税協会へ

TEL 0735-22-3698 FAX 0735-21-7297

(有) 永田紙店

新宮市神倉3-1-19
TEL 0735-22-6471

(株)アルコリテイルサポート

新宮市下田1-5-6
TEL 0735-21-2101

角新木材(株)

新宮市船町2-5-6
TEL 0735-22-2001

個人情報の保護に関する方針

公益社団法人新宮納税協会は、個人情報の保護に関する法令の規程等を踏まえ、当会の保有する個人情報の保護に関する方針を次のとおり定めます。

- 個人情報の保護に関する法令等を遵守します。
- 必要な個人情報は適正な手段で入手します。
- 個人情報の利用目的を通知又は公表します。
- 個人情報を目的外に利用しません。
- 法令に定める場合を除き、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。
- 個人情報の正確性を保ち、安全に管理します。

納税協会における個人(会員)情報の利用目的

公益社団法人 新宮納税協会 は、以下の目的のため、個人(会員)情報を利用します。

- 本来的な各種事業・サービス等の提供のため
- 推奨する各種商品・事業及び制度等の案内のため

(注) 会員名簿は、事務所に備え付け、一般的の閲覧に供します。



広げよう 納税協会の輪

運動実施中！

経営者大型総合保障制度の
ご加入企業の拡大に向けて



DAIDO 大同生命

和歌山営業部 田辺営業所/田辺市上屋敷2-15-15
(KMビル3F) TEL 0739-22-0422

AIU AIU保険会社

和歌山支店/和歌山県和歌山市六番丁5
(和歌山第一生命ビル2F) TEL 073-432-5641

は (株)夏山組 新宮市三輪崎1-13-22 TEL 0735-31-7511	香 梅 堂 新宮市大橋通3-3-4 TEL 0735-22-3132	尾崎酒造(株) 新宮市船町3-2-3 TEL 0735-22-2105
  FOR LIFE IN FUTURE <small>…地域社会に貢献し、未来をきずく…</small> 株式会社 小森組 <small>代表取締役 小森正剛</small> <small>本社／東牟婁郡串本町串本1925番地</small> <small>TEL.0735(62)0036㈹ FAX.0735(62)5776</small>	(株) キナン 新宮市浮島1-25 TEL 0735-21-3800	(株) 海邊組 新宮市三輪崎3-2-11 TEL 0735-31-7515
(株) 山一木材 新宮市新町2-1-5 TEL 0735-22-8115	(株) 大和田組 北山村大沼140 TEL 0735-49-2116	(株) 関三吉商店 新宮市橋本1-12-10 TEL 0735-22-5271
新宮信用金庫 青い海・みどりの山・大切な地元 新宮市大橋通3丁目1-4 TEL 0735-22-6191	(株) 勝浦御苑 那智勝浦町勝浦216-19 TEL 0735-52-0333	ISO9001 認定取得 共栄電設(株) 新宮市新宮3451-1 TEL 0735-22-6325
和歌山東漁協 串本町串本1884 TEL 0735-62-0080	新宮ガス(株) 新宮市あけぼの5番50号 TEL 0735-21-6431	谷地建設(株) 新宮市五新1-32 TEL 0735-21-2226
新宮電気工事(株) 新宮市緑ヶ丘1-2-10 TEL 0735-22-0223	(医) 八紀会 新宮市蜂伏14-27 TEL 0735-31-7500	(株)那智黒總本舗 太地町森浦438 TEL 0735-59-3900
(株) 中虎商店 那智勝浦町勝浦417 TEL 0735-52-0252	木下水産物(株) 木下勝之 那智勝浦町築地8-6-5 TEL 0735-52-0071	(株)名豊トヨペット 新宮市緑ヶ丘3-4-20 TEL 0735-22-6411